

第48回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

企業集団の現況に関する事項

会社の株式に関する事項

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

監査役会の監査報告

第48期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

株式会社オーシャンシステム

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

企業集団の現況に関する事項

(1) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く食品業界の経営環境は、異業種からの参入や価格競争が一層激化するとともに、物流コストの高騰や、労働需給の逼迫による人件費関連コストの増加など依然として厳しい状況が続いております。また、品質管理や企業統治に求められる水準が年々高度化しており、食品の安全性の追求と透明性の高い経営体制を構築することの重要性は、一層増していると考えられます。

こうした状況の下、当社グループは、以下の課題を重点として取り組んでまいります。

① 安全、安心な食品とサービスの提供

当社グループの経営理念としても掲げており、最重要課題として認識しております。関連法令の遵守はもとより、自主検査の実施、Q A（品質保証）担当者による定期巡回、品質管理部門の組織充実と機能強化を行い、一層の品質管理、食品衛生管理の強化に取り組んでまいります。

② 事業基盤の強化

スーパーマーケット事業につきましては、引き続き低価格戦略を推進するとともに売場環境及び商品構成の見直しを行い、より魅力ある店づくりに取り組んでまいります。

業務スーパー事業につきましては、直営店ならびにサブ F C 店による出店など、戦略的な営業展開を進めてまいります。

③ 人材の確保と育成

厳格な管理体制及び積極的な営業活動を行うために優秀な人材の確保が急務となっております。当社グループといたしましては、中途採用ならびに新卒採用の両面に注力し、育成とフォローアップ体制の整備を充実させることにより人材のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

④ コーポレートガバナンス

持続的成長をかなえるための企業体質の確立に向けて、透明で公正な経営体制の構築と迅速な意思決定への取り組みを通じて、業容の拡大に応じたコーポレートガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

なお、当社は令和 8 年 6 月 26 日開催予定の第 48 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。取締役会の監督機能を強化しつつ、迅速な意思決定を促進することで、企業価値の向上を図ってまいります。

更に、当社グループは令和7年3月期より「IDEA & INNOVATION で新たな価値をつくる」をテーマとした3カ年の中期経営計画を推進しております。前中期経営計画の基本方針に加え、東京証券取引所からの要請を受け、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を行うこととしました。最終年度における数値目標は下記のとおり定め、これらの達成に向け企業価値の向上に努めてまいります。

グループ業績目標

- | | |
|----------------|---------|
| ① 連結売上高 | 1,000億円 |
| ② 連結経常利益率 | 2.5%以上 |
| ③ ROE（自己資本利益率） | 15%程度 |
| ④ PBR（株価純資産倍率） | 1倍以上 |

このように、当社グループは、商品力を高め、安定した収益力の確保と企業競争力及び財務体質の強化を図り、お客様からの支持を得られる企業となるように取り組んでいく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

事業セグメント	事業内容
スーパーマーケット事業	食品スーパー「チャレンジャー」による店舗展開
業 務 ス ー パ ー 事 業	「業務スーパー」の店舗展開及びフランチャイズエリア内におけるサブFCの指導・管理
弁 当 給 食 事 業	「フレッシュランチ39」等ブランドによる企業宅配弁当の製造及び販売
	惣菜等の受託製造
	オフィス・工場など企業内食堂の運営受託
	「フレッシュランチ39」のFC展開
食 材 宅 配 事 業	「ヨシケイ」ブランドによる夕食材料セット等の宅配
旅 館 、 そ の 他 事 業	旅館及び飲食店

(3) 主要な営業所及び工場（令和8年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	新潟県三条市
新 潟 本 部	新潟市江南区
スーパーマーケット事業・店舗	新潟県（10店舗）
業 務 ス ー パ ー 事 業 ・ 店 舗	新潟県（9店舗）・秋田県（4店舗） 宮城県（11店舗）・山形県（10店舗） 福島県（4店舗）・長野県（3店舗） 群馬県（10店舗）・茨城県（4店舗） 富山県（5店舗）
弁 当 給 食 事 業 ・ 工 場	新潟県（4工場）・北海道（1工場） 群馬県（1工場）・茨城県（1工場） 千葉県（1工場）・山形県（1工場）
弁 当 給 食 事 業 ・ 営 業 所	新潟県（3営業所）・群馬県（2営業所） 埼玉県（2営業所）・千葉県（1営業所）
食 材 宅 配 事 業 ・ 営 業 所	新潟県（11営業所）・北海道（2営業所） 群馬県（4営業所）・栃木県（1営業所）
旅館、その他事業・店舗	新潟県（4店舗）

② 子会社

(株)サンキューオールジャパン	本社：新潟市東区
(株) カ ワ サ キ	本社：茨城県水戸市
	店舗：茨城県（16店舗）・北海道（2店舗） 熊本県（2店舗）

(4) 使用人の状況（令和8年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
スーパーマーケット事業	195名	なし
業務スーパー事業	246	21名増
弁当給食事業	271	16名増
食材宅配事業	230	15名減
旅館、その他事業	31	2名増
全社（共通）	56	1名増
合計	1,029	25名増

- (注) 1. 使用人数には、嘱託・契約社員・パート・アルバイトは含まれておりません。
2. 使用人数は、当社から社外（当社グループ外）への出向を除き、社外（当社グループ外）から当社への出向者を含んだ人数であります。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
947名	35名増	42.4歳	9.6年

- (注) 1. 使用人数には、嘱託・契約社員・パート・アルバイトは含まれておりません。
2. 使用人数は、当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向者を含んだ人数であります。

(5) 主要な借入先（令和8年3月31日現在）

借入先	借入額
(株)第四北越銀行	1,300 百万円
(株)三菱UFJ銀行	470
(株)三井住友銀行	390

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項（令和８年３月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,740,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,833,000株（自己株式1,457,150株を含む）
- (3) 株主数 12,721名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)ひぐち	2,711,000 ^株	28.91 [%]
樋口 勤	723,000	7.71
樋口 智明	181,800	1.94
オーシャンシステム従業員持株会	175,400	1.87
(株)第四北越銀行	160,500	1.71
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	150,000	1.60
堀口 美花	134,200	1.43
樋口 小百合	129,500	1.38
(株)H K Y	51,900	0.55
新潟酒販(株)	50,000	0.53

（注）持株比率は自己株式（1,457,150株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,840千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,840千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は代表取締役社長が法令の遵守と透明度の高い経営を目指すことを内容とする「社訓・経営理念」について、取締役及び使用人に繰り返しその精神を伝えることによりコンプライアンスを徹底する。

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組成し、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人に対し「コンプライアンスマニュアル」に基づいた教育ならびに管理を実施する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

内部監査室を設置し、当該組織は会社の業務実施状況を把握のうえ、すべての業務が法令、定款、社内規程等に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度、組織、諸規程等が適正・妥当であるかを調査・検証するとともに、内部監査室長は、内部監査の結果を、取締役会及び監査役会に対して適切に直接報告する。

法令、規定に反した行為等について取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに、情報提供に対しては「コンプライアンス委員会規程」に沿った対応をとるものとする。

社会の秩序や当社グループ及びその取締役・使用人に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」に基づき、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規程」等に基づき文書等に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、同規程等により、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③ 損失の危険に対する管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」により、リスクの予防及びリスクの発生に備えた事前準備や処理体制の確立を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置し危機対応の体制をとり、迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図り、重要な業務執行課題については、事前に取締役及び事業部長等で構成する経営会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に付議するものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性の監査体制

「関係会社管理規程」に基づき、適正な業務執行かつ効率的で円滑な業務運営を遂行し企業集団全体の安定成長を図るため、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する管理体制を明確にする。

「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室による関係会社の内部監査を実施し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性について監査を行うことにより業務の適正を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する実効性の確保に関する事項

監査役がその職務の執行に関して補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。監査役の補助をする期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとし、人事異動及び人事評価に関しては、監査役会の同意を得なければならない。

- ⑦ 当社及び子会社取締役及び会計参与ならびに使用人、監査役、執行役、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人等は、当社及び子会社に対して損失の危機がある事項及び不正行為や法令・定款に対する違反行為を認識した場合、また取締役会に付議すべき重要な事項が生じた場合には、監査役に対して速やかに報告しなければならない。また監査役から報告の求めがあった場合には、取締役及び使用人等は、その報告を行う義務を負う。報告を行った者は、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議等に出席し、業務執行過程における意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するとともに、稟議書類等業務執行に係る文書を閲覧し、取締役及び使用人等に対して説明を求めることができる。

監査役の職務執行により生じる費用の前払または償還の手続、その他の職務の執行により生じる費用または債務の負担については、会社に請求することができる。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「監査役会規程」に基づき、監査役会と定期的に会合を開催し、会社が対応すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、監査役監査の実効性を高める。

監査役は、「監査役監査規程」に基づき、会計監査人及び内部監査室と連携し、十分な調整の上で、年度計画、個別計画等の監査計画を策定し、監査役監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 原則として月1回の取締役会を開催するほか、事前に取締役及び事業部長等で構成する経営会議で十分な審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ② 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席及び代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行う事で、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。
- ③ 内部監査部門は、内部統制に関する基本計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性及び適正性を確保するため内部統制評価を実施し、経営会議及び取締役会に報告しております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元の実現を経営上の重要課題の1つとして認識しております。配当原資確保のために財務体質の強化や収益力をアップして、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。また、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

なお、当社は会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めており、中間配当及び期末配当の決定機関はいずれも取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。すでに、令和7年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えと成長性、収益性の高い分野への設備投資などに投入していくこととしております。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	(株)サンキューオールジャパン (株)カワサキ

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式 等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式 等	主として移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び原材料

スーパーマーケット	売価還元法による原価法
事業・業務スーパー 事業	（ただし、生鮮食品は最終仕入原価法、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）
弁当給食事業	最終仕入原価法 （ただし、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）
食材宅配事業・旅館、 その他事業	最終仕入原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備は除く)ならびに平成28年4月1
日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては、定額法によっております。また、事業用定
期借地契約による借地上の建物及び構築物、定期
建物賃貸借契約による建物及び構築物につい
ては、残存価額を零とした契約期間を耐用年数とす
る定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 2～50年
- ロ. 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間(5年)に基づく定額法を
採用しております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ
ース資産
リース期間を耐用年数とする定額法によっており
ます。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定
の債権については個別に回収可能性を勘案し、回
収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるた
め、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計
上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基
づく当連結会計年度末要支給額を計上しておりま
す。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業にお
ける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認
識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、当社グループの取引
に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な
金融要素は含まれておりません。

イ. スーパーマーケット事業、業務スーパー事業

主に食料品等の販売を行っております。これらは、顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点において収益を認識しております。

ロ. 弁当給食事業

主に企業向け弁当の製造、販売を行っております。これらは、顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引き渡し時点において収益を認識しております。

ハ. 食材宅配事業

主に個人向け夕食材料セット等の宅配を行っております。これらは、顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点において収益を認識しております。

二. 旅館、その他事業

主に宿泊、その他の飲食店でのサービス提供を行っております。これらは、顧客への役務提供完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

ロ. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ハ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、当連結会計年度末における年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回るため、218,601千円を投資その他の資産の退職給付に係る資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

業務スーパー事業、弁当給食事業及び食材宅配事業の一部の資産グループに係る固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
減損損失 103,325千円、固定資産 1,027,625千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当連結会計年度において、業務スーパー事業、弁当給食事業及び食材宅配事業の一部の資産グループについて減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回った資産グループについては減損損失を認識しておりませんが、帳簿価額を下回った資産グループについては帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額で測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額等により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

また、将来キャッシュ・フローは、資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる金額を見積もっております。資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の一定期間における実績にこれまでの趨勢を踏まえた一定の成長率を考慮して行っております。

② 主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定は、売上高の成長率及び売上原価、人件費の水準であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長率及び売上原価、人件費の水準は見積りの不確実性が高く、原材料等の価格の高騰など今後の経過によっては翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	75,911千円
土地	403,705千円
計	479,616千円

上記に対する債務

短期借入金	236,468千円
長期借入金	1,279,632千円
計	1,516,100千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,595,287千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,833,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	1,419,327	37,823	—	1,457,150

(注) 自己株式の増加は取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加37,800株及び単元未満株式の買取りによる増加23株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和7年5月13日 取締役会	普通 株式	112,964	12.0	令和7年3月31日	令和7年6月11日
令和7年11月14日 取締役会	普通 株式	94,136	10.0	令和7年9月30日	令和7年12月1日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和8年5月14日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	93,758	10.0	令和8年3月31日	令和8年6月11日

- (4) 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は主に設備投資資金であり、固定金利または変動金利で調達しており、変動金利については金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 15,434 千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
① 投資有価証券	908,393	908,393	－
② 差入保証金	916,641	766,048	△150,593
③ 長期借入金（＊２）	(2,534,500)	(2,523,292)	△11,207

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）短期借入金のうち 1 年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1：活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル 2：レベル 1 に分類される相場価格以外で、観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル 3：観察できないインプットを用いて算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
株式	552,640	－	－	552,640
その他	－	355,753	－	355,753

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	－	766,048	－	766,048
長期借入金	－	2,523,292	－	2,523,292

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

2. 差入保証金

会計期間末時点の市場金利に基づき公正価格を算出しております。

3. 長期借入金(1 年内返済予定のものを含む)

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。これらは、レベル 2 の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					
	スーパー マーケット 事業	業務 スーパー 事業	弁当給食 事業	食材宅配 事業	旅館、その他 事業	合計
一時点で移転される 財又はサービス	27,379,505	52,029,031	10,747,418	4,960,507	526,030	95,642,493
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	—	192,600	78,448	—	—	271,048
顧客との契約から生 じる収益	27,379,505	52,221,631	10,825,866	4,960,507	526,030	95,913,541
その他の収益	92,810	45,760	3,000	—	—	141,570
外部顧客への売上高	27,472,315	52,267,392	10,828,866	4,960,507	526,030	96,055,112

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に関する注記(2)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	62,453
期末残高	71,402

連結計算書類上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	1,294円97銭
1株当たりの当期純利益	121円80銭

8. 減損損失に関する注記

場所	用途	種類
弁当給食事業 新潟市江南区 山形県米沢市 スーパーマーケット事業 新潟市西区 新潟市秋葉区 旅館、その他事業 新潟市中央区	工場 工場 店舗 店舗 店舗	建物及びリース資産他 のれん及びリース資産他 建物及びリース資産他 土地及び建物他 建物他

当社グループは、原則として事業部毎の支店及び店舗等を基本単位としてグルーピングを行っておりますが、賃貸用不動産及び遊休資産については物件単位によってグルーピングを行っております。当連結会計年度において、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(253,100千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物147,271千円、リース資産50,475千円、のれん23,272千円、土地18,407千円、その他13,673千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については主に不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準に評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等における賃貸借契約終了後の原状回復に伴う費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20～34年と見積り、割引率は0.1～3.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	963,562千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,698千円
時の経過による調整額	12,401千円
資産除去債務の履行による減少額	△19,319千円
期末残高	976,343千円

10. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,502,402	流 動 負 債	8,788,425
現 金 及 び 預 金	2,862,133	買 掛 金	5,172,594
売 掛 金	3,916,471	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	724,876
商 品	2,088,375	リ ー ス 債 務	143,673
原 材 料	165,237	資 産 除 去 債 務	4,444
貯 蔵 品	32,984	未 払 金	967,657
前 払 費 用	149,365	未 払 費 用	800,388
そ の 他	292,835	未 払 法 人 税 等	259,697
貸 倒 引 当 金	△5,000	前 受 金	45,028
固 定 資 産	13,143,628	預 り 金	229,694
有 形 固 定 資 産	9,110,287	賞 与 引 当 金	262,246
建 物	4,700,942	そ の 他	178,124
構 築 物	315,091	固 定 負 債	3,452,994
機 械 及 び 装 置	289,035	長 期 借 入 金	1,809,624
工 具 、 器 具 及 び 備 品	504,019	リ ー ス 債 務	337,814
土 地	2,881,859	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	149,900
リ ー ス 資 産	400,401	資 産 除 去 債 務	879,430
建 設 仮 勘 定	18,938	そ の 他	276,225
無 形 固 定 資 産	250,194	負 債 合 計	12,241,419
借 地 権	134,596	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	98,229	株 主 資 本	10,025,727
そ の 他	17,368	資 本 金	801,710
投 資 そ の 他 の 資 産	3,783,146	資 本 剰 余 金	366,781
投 資 有 価 証 券	874,394	資 本 準 備 金	354,553
関 係 会 社 株 式	926,010	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,228
出 資 金	7,624	利 益 剰 余 金	10,080,304
破 産 更 生 債 権 等	10,419	利 益 準 備 金	98,952
長 期 前 払 費 用	14,820	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,981,352
繰 延 税 金 資 産	604,643	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	58,300
前 払 年 金 費 用	49,765	別 途 積 立 金	2,903,000
敷 金	614,264	繰 越 利 益 剰 余 金	7,020,051
差 入 保 証 金	691,623	自 己 株 式	△1,223,068
貸 倒 引 当 金	△10,419	評 価 ・ 換 算 差 額 等	378,883
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	378,883
資 産 合 計	22,646,031	純 資 産 合 計	10,404,611
		負 債 純 資 産 合 計	22,646,031

損 益 計 算 書

(令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		83,166,647
売 上 原 価		64,582,807
売 上 総 利 益		18,583,840
販売費及び一般管理費		17,315,236
営 業 利 益		1,268,603
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,650	
受 取 配 当 金	120,647	
受 取 家 賃	46,656	
雑 収 入	84,701	256,656
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,533	
雑 損 失	5,452	28,985
経 常 利 益		1,496,274
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	35,963	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	2,768	38,732
特 別 損 失		
減 損 損 失	253,100	
そ の 他	44,113	297,213
税 引 前 当 期 純 利 益		1,237,793
法人税、住民税及び事業税	402,805	
法 人 税 等 調 整 額	△73,351	329,454
当 期 純 利 益		908,338

株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金
当 期 首 残 高	801,710	354,553	12,228	366,781	98,952	58,300	2,903,000
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	－
当 期 末 残 高	801,710	354,553	12,228	366,781	98,952	58,300	2,903,000

	株 主 資 本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	6,318,813	9,379,066	△1,169,816	9,377,741	382,099	9,759,840
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△207,100	△207,100	－	△207,100	－	△207,100
当 期 純 利 益	908,338	908,338	－	908,338	－	908,338
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△53,251	△53,251	－	△53,251
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	△3,215	△3,215
当 期 変 動 額 合 計	701,238	701,238	△53,251	647,986	△3,215	644,770
当 期 末 残 高	7,020,051	10,080,304	△1,223,068	10,025,727	378,883	10,404,611

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び原材料

スーパーマーケット 売価還元法による原価法

事業・業務スーパー （ただし、生鮮食品は最終仕入原価法、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）
事業

弁当給食事業 最終仕入原価法

（ただし、物流センター等の在庫品は移動平均法による原価法）

食材宅配事業・旅館、 最終仕入原価法
その他事業

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、事業用定期借地契約による借地上の建物及び構築物、定期建物賃貸借契約による建物及び構築物については、残存価額を零とした契約期間を耐用年数とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

- | | |
|------------------------|--|
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とする定額法によっております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法 |
- (3) 引当金の計上基準
- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、当事業年度末における年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回るため、49,765千円を投資その他の資産の前払年金費用に計上しております。
また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払条件が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

① スーパーマーケット事業、業務スーパー事業

主に食料品等の販売を行っております。これらは、顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点において収益を認識しております。

② 弁当給食事業

主に企業向け弁当の製造、販売を行っております。これらは、顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引き渡し時点において収益を認識しております。

③ 食材宅配事業

主に個人向け夕食材料セット等の宅配を行っております。これらは、顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点において収益を認識しております。

④ 旅館、その他事業

主に宿泊、その他の飲食店でのサービス提供を行っております。これらは、顧客への役務提供完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

業務スーパー事業、弁当給食事業及び食材宅配事業の一部の資産グループに係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 103,325千円、固定資産 1,027,625千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」に記載されている内容と同一であるため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	75,911千円
土地	403,705千円
計	479,616千円

上記に対する債務

1年内返済予定の長期借入金	236,468千円
長期借入金	1,279,632千円
計	1,516,100千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,680,931千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	797,079千円
長期金銭債権	1,300千円
短期金銭債務	51,019千円
長期金銭債務	32,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	8,771,909千円
仕入高	414,950千円
営業取引以外の取引高	126,809千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 末の株式数（株）
普 通 株 式	1,419,327	37,823	－	1,457,150

（注）自己株式の増加は取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加37,800株及び単元未満株式の買取りによる増加23株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	26,396千円
賞与引当金	82,214千円
賞与引当金対応分社会保険料	13,582千円
減価償却費	90,931千円
資産除去債務	277,094千円
減損損失	607,270千円
役員退職慰労引当金	46,993千円
その他	40,153千円
小計	1,184,638千円
評価性引当額	△245,871千円
繰延税金資産合計	938,766千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△15,601千円
その他有価証券評価差額金	△173,022千円
固定資産圧縮積立金	△27,574千円
資産除去債務に対応する除却費用	△117,924千円
繰延税金負債合計	△334,123千円
繰延税金資産の純額	604,643千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱サンキューオールジャパン	所有 直接100%	役員の兼任	業務受託 手数料収入	12,000	—	—
	㈱カワサキ	所有 直接100%	役員の兼任	商品の販売	8,770,272	売掛金	795,080

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務受託手数料収入については、業務の内容を勘案し、手数料を每期決定しております。商品の販売の価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、交渉のうえで決定しております。
2. 商品の販売の取引金額は取引総額で表示しております。なお、損益計算書上は、売上高から売上原価を相殺した純額で計上している取引であり、相殺後の売上金額は221,425千円であります。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	1,109円72銭
1株当たりの当期純利益	96円63銭

10. 減損損失に関する注記

場所	用途	種類
弁当給食事業		
新潟市江南区	工場	建物及びリース資産他
山形県米沢市	工場	のれん及びリース資産他
スーパーマーケット事業		
新潟市西区	店舗	建物及びリース資産他
新潟市秋葉区	店舗	土地及び建物他
旅館、その他事業		
新潟市中央区	店舗	建物他

当社は、原則として事業部毎の支店及び店舗等を基本単位としてグルーピングを行っておりますが、賃貸用不動産及び遊休資産については物件単位によってグルーピングを行っております。当事業年度において、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(253,100千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物127,512千円、リース資産50,475千円、のれん23,272千円、土地18,407千円、その他33,432千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については主に不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準に評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等における賃貸借契約終了後の原状回復に伴う費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20～34年と見積り、割引率は0.1～3.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	869,744千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,607千円
時の経過による調整額	11,789千円
資産除去債務の履行による減少額	△15,267千円
期末残高	883,874千円

12. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

株式会社オーシャンシステム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木下 賢司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーシャンシステムの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーシャンシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

株式会社オーシャンシステム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 木下 賢 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーシャンシステムの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月20日

株式会社オーシャンシステム 監査役会

常勤監査役 山 田 秀 樹 ㊞

社外監査役 捧 俊 雄 ㊞

社外監査役 逸 見 和 宏 ㊞

以 上